

申 立 理 由 要 旨

第1 事案の概要

本件は、申立人が、(勤務先にて犯罪行為などの告発を行った後)、映像等の記録にも残る告発の具体的事項のいっさいについての事実確認なしに被害妄想とされ、突然一人暮らしのマンションの部屋にチェーンキーを破壊するなどして押し入れられ違法に拉致されて精神科病院に連行され、内容を知らされない報告書等を基に診断が下され、即日より同病院の閉鎖病棟に 72 日間に渡り入院させられたが、結局、事実確認がなかったのであり、担当医が被害妄想かどうか精神疾患かどうかわからないとして精神科の疾病に罹患していない旨の診断書を交付するなどしているのであるから入院診断により不当な精神病歴が付されたと主張して、不法行為による損害賠償請求権及び名誉毀損による原状回復請求権等に基づき、退院までに病院医師らによって下されたいっさいの診断の撤回及び損害賠償を請求した事案である。

第2 原判決の要旨

原判決は、拉致行為については違法であるが第一審判決の請求容認範囲が相当であるとし、その後行われた診断や入院措置については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健法」という。)を満たすなどしており不法行為や名誉毀損にはあたらないとして、控訴を棄却した。

第3 関連事件について

以下の申立理由は、関連事件である上告事件の上告理由書(平成 19 年(ネオ)第 416 号。以下「上告理由書」という。)で述べた理由中の各論と密接に関係しているから、申立理由中において同書面に言及しつつ、上告受理申立理由を明らかにする。

第4 申立理由(1) 明白な誤りもしくは誤記(民事訴訟法第257条更正要件)

(本項は、上告理由書第6「補充理由」と一部重複する。)

原判決には、当事者の主張した訴外人物のアドバイス内容を改ざんするなどの明白な誤りもしくは誤記によって、主文を導く論理において診断の正当性や相手方の主張に有利な虚偽事実を与えかつ申立人の名誉を毀損する認定が2事項あるため、民事訴訟法第257条によって更正されるべきである。

第5 申立理由(2) 法令解釈違反

原判決は、本件における入院措置が精神保健法を満たすとするが、原判決においては、原審における申立人の訴えに照らし、映像音声等の記録にも残る告発の具体的事項について相手方らや報告書関係者の誰であれ事実確認し被害妄想であったかどうか明らかにし説明できたのか不明であり、医師が被害妄想であったか疾病症状であったかの合理的説明ができたかも不明であり、かつ、本件診断が医療水準(診断基準)を満たしたかも不明であり、診断基準を満たすとする説明がなされたかも不明であるから、同法33条1項1号における「指定医による診察の結果、精神障害者であり」との条文を満たすと判断するには、原判決の述べる理由では不十分であり許されず、よって同法の解釈・適用を誤るものであり、判決に影響を及ぼすことの明らかな法令の違背がある。

第6 申立理由(3) 判例背反

原判決は、申立人が原審にて示した、行動の制限を伴う医療行為について、「医学上合理的で必要不可欠な範囲内」、「精神医学上の判断から、他に方法がない場合に最後の手段」と判示する高等裁判所の判例に背反し、原判決においては、原審における申立人の訴えに照らし、

映像音声等の記録にも残る告発の具体的事項について相手方らや報告書関係者の誰であれ事実確認し被害妄想であったかどうか明らかにし説明できたのか不明であり、医師が被害妄想であったか疾病症状であったかの合理的説明ができたかも不明であり、かつ、本件診断が医療水準（診断基準）を満たしたかも不明であり、診断基準を満たすとする説明がなされたかも不明であり、よって原判決においては入院措置（閉鎖病棟への軟禁という行動の制限を伴う医療行為。）及びその前提となる診断が医学上合理的であったかさえ明らかではないにもかかわらず、本件における入院措置を適法としている。

第7 申立理由(4) 経験則違反(1)

原判決は、相手方**実母氏名**について、被害妄想であるとした根拠を「お母さんの、あいかわらずの第六感」などと話す同人の言動を「説得」と認めたり、幾多の証拠上当時の申立人が言及した痕跡さえない「見えない組織に狙われている」などと申立人が言っていたなどという同人の主張を認めたりするなど、同人のした行為に対する判断において、良識ある人間であれば疑問を抱くことの無い経験則違反を犯している。同違法は、それら認定が覆されれば、原審において申立人の訴えた、相手方**実母名**及び同**実父名**による過失や精神病症状捏造の故意を肯定することになるのであり、よって主文を導く論理に影響する。

第8 申立理由(5) 経験則違反(2)

良識ある人間であれば、平穏な生活において、申立人の示した映像音声等の一部記録、具体的には、当時の勤務先元同僚より、「社会的に抹殺することもできるのよ。」「悪魔のスイッチを入れたわね。あなたは。」などと言われた音声及び通信記録、昼夜を問わずマンションの部屋の窓、壁、洗濯機などが叩かれている映像音声、住居侵入及び車両

侵入の痕跡が連日残されている映像音声，車のバッテリーを新品にしても毎回バッテリーが上がっており，対策を施すとヒューズの位置が替えられており，同事象が複数の JAF サービス員や自動車ディーラー担当者によって確認もされている映像・音声及び伝票記録，車を運転すれば毎回ハイビームで執拗に照らされる映像，郵便物がくしゃくしゃに折り曲げられている映像といった数々の記録が残せるとは考えないし，同事実をもってして告発を行うことに対し本人に対するいっさいの事実確認なしにその他いっさいの可能性を考えず直ちに精神疾患の可能性だけを追求して突如チェーンキーを破壊するなどして拉致に及ぶ行為が合理的だとは考えないし，拉致されて連行された人を即日閉鎖病棟に軟禁して治療だ病識を持ってなどと強要した挙句，医師が，診断根拠説明要求に対して，「で，あなたの場合は，そういう意味ではその，微妙なのね。だから，明らかな，その精神病症状が，だから，わかんないのよ。その，妄想なのかどうか，なのか，がね。」，「幻覚がないし，それから，他にも病的体験が無いし，興奮するわけでもないし，話してるうちにおかしくなっちゃうわけでもないし，机の上に乗っかって暴れるわけでもないし。」などとして被害妄想かどうか疾病症状であるかどうかも説明できていない強制入院措置，かつ医師が診断基準を満たしたかも説明できない診断病名を根拠にした強制入院措置が医学上合理的とはとうてい考えないなど，上告理由書のとおり原審における申立人の訴えの要旨である相手方らの過失又は故意について判断せずに相手方らの抗弁を漫然と認めた原判決は，良識ある人間であれば疑問を抱くことの無いような数々の経験則違反を犯しており，同違法は原審における申立人の訴えの要旨に関する違法であるから，判決に影響する。

第9 申立理由(6) 証明責任を不当に転換した違法

(本項は、上告理由書の第5「上告理由(3)」の一部と重複する。)

原判決は、申立人の、被害妄想かどうかの確認をせず明らかにできず説明できておらず医師が被害妄想であるか疾病症状であるかの説明もできず診断が診断基準さえ満たしておらず満たすとの説明もできていないなどの訴えに対し、相手方らが反論立証できていないにもかかわらず判断しない一方で、逆に、申立人の訴えの要旨を「精神科の疾病にり患していないにもかかわらず」と主張していると曲解し(申立人の原審における訴えからは結果的に当時申立人が精神疾患などではなかったことになるがそれは原審における申立人の訴えではなく、同曲解によって不当な証明責任が生じる。)、精神科の疾病にり患していないことの証明責任を申立人に対し負わせる理論を展開し主文を導く理由としており、よって訴えに対する適正な裁判を行わずに、証明責任を不当に転換した違法がある。